

出先機関の原則廃止に係る「作用法に規定がある事務・権限等の移譲の検討」等に関する意見募集

政府においては、「地域主権戦略大綱」（平成22年6月22日閣議決定）、「アクション・プラン」（平成22年12月28日閣議決定）、「広域的实施体制の枠組み（方向性）」（平成23年12月26日第15回地域主権戦略会議了承）に沿って、国の出先機関の事務・権限をブロック単位で地方に移譲する取組を進めています。

今般、4月27日の地域主権戦略会議で、「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度（基本構成）」が了承され、今後制度の詳細が検討されることとなっております。

これを受けて、内閣府では、当面の移譲対象候補となる経済産業局、地方整備局、地方環境事務所の個別作用法の事務・権限で個別作用法に出先機関への委任の規定のあるものについて、事務区分（自治事務や法定受託事務）や国の関与（同意、許可・認可・承認、指示等）を始めとする諸課題について具体的に検討を進めるべく、「当てはめ修正試案（※4月27日に開催されました地域主権戦略会議で了承された「基本構成」に沿って内閣府で整理を行ったもの）」を作成させていただきました。

また、個別作用法の事務・権限で個別作用法に出先機関への委任規定のないものについても、移譲措置の検討を進めることとなっております。

今後、さらに検討を進めるに当たって、国民の皆様のお考えを広くお伺いさせていただきますと考えておりますので、

- 「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度（基本構成）」（別添1）
- 当てはめ修正試案（別添2）
- 個別作用法では出先機関の長に事務の委任がされていないが、訓令、通達、組織規則などで出先機関が実質的に大臣の事務・権限を行使しており、広域的实施体制に移譲する必要があると考えられる事務（別添3）（※現在整理できている範囲で情報提供させていただきます。追加情報については、追って下記地域主権改革のホームページに掲載させていただきます。）

の資料をご覧ください。下記の要領により御意見をお寄せ願います。

※地域主権戦略会議等におけるこれまでの出先機関の原則廃止に向けた議論については、下記地域主権改革のホームページ参照。

<http://www.cao.go.jp/chiiki-shuken/index.html>

意見の提出方法

電子メール、ファックス又は郵送のいずれかの方法で次の事項を記入の上、提出してください（電話による御意見の提出は御遠慮ください）。

【記入事項】

別紙の様式に記入してお送りください。

※電子メールの場合、下記意見送信フォームに入力してお送りください。

【提出方法】

○ 電子メールの場合

以下のURLの意見送信フォームに入力し、お送りください。

<https://form.cao.go.jp/chiiki-shuken/opinion-0002.html>

○ ファックスの場合：03-5575-0587

○ 郵送の場合：

〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-15 日本自転車会館2号館
内閣府地域主権戦略室（出先総括） 宛

なお、ファックスでお送り頂く場合には、表題を「出先機関の原則廃止に関する意見募集について」として頂きますよう、また郵送の場合には封筒表面に同じく朱書き頂きますようお願いいたします。

【意見提出期間】 平成24年5月11日（金）～平成24年5月24日（木）中

※郵送の場合、締切日の当日消印有効。

【提出上の注意】

- 御提出いただく御意見は、日本語に限らせていただきます。
- お寄せ頂いた御意見については、今後の検討の参考にさせていただきます。また、個人を特定しない形で公開させていただく可能性がありますので、その旨御了承願います。なお、個別に回答はいたしませんので、予めご了解願います。
- 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡や、御意見がどのような立場からのものかの確認といった、本件に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

(様式)

内閣府地域主権戦略室（出先総括） 宛

出先機関の原則廃止に係る「作用法に規定がある事務・権限等の移譲の検討」等
に関する意見

氏 名	
職 業	
住 所	〒
電 話 番 号	
電子メールアドレス	
御 意 見	